

陸上自衛隊の航空機及び装備品等の取扱書に関する達を次のように定める。

昭和51年10月13日

陸上幕僚長 陸将 三好 秀男

陸上自衛隊の装備品等の取扱書に関する達

改正	昭和53年1月13日達第122—108号	昭和53年1月13日達第122—109号
	昭和56年4月3日達第122—117号	昭和59年6月26日達第122—122号
	平成元年2月10日達第122—127号	平成元年3月8日達第71—7—1号
	平成10年3月20日達第122—138号	平成19年1月9日達第122—215号
	平成20年3月26日達第71—7—2号	平成31年4月19日達第122—302号
	令和元年6月27日達第122—303号	令和3年3月15日達第122—315号
	令和6年2月9日達第71—7—3号	

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛隊の装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）の取扱書（以下「取扱書」という。）の制定、使用及びその他必要な事項を定め、もって装備品等の使用の適正を図るとともに、使用者の安全の確保に資することを目的とする。

(取扱書の内容)

第2条 取扱書は、装備品等について次の事項を定めたものとする。

- (1) 操作要領
- (2) 性能、諸元、構造、機能等

(取扱書の制定)

第3条 陸上幕僚長は、航空機及び次の各号の一に該当する装備品等のうち、必要と認められたものについて、別紙第1に定める様式により取扱書を制定する。

- (1) 操作に技術を要するもの
- (2) 操作に当たって、特に安全に留意する必要があるもの
- (3) 一般市販品との共通性がないもの

2 陸上幕僚長は、取扱書を制定するまでの間、特に必要があると認めた場合には、製造会社の取扱説明書のうち、前条に規定する事項を取扱書として、仮制定する。

3 取扱書を制定しない装備品等については、製造会社の取扱説明書のうち、前条に規定する事項をもって取り扱う。

(起草の担任)

第4条 取扱書の起草は、別に示す学校及び補給統制本部（以下「起草機関」という。）が行うものとする。

(起草の指示)

第5条 陸上幕僚長は、取扱書の制定の必要がある場合は、年度ごとに、起草機関に対し、次の各号に掲げる事項を示す。

- (1) 取扱書の標題及び番号

- (2) 起草上特に重視する事項
- (3) 協力部隊等
- (4) 報告時期
- (5) 報告部数
- (6) その他必要な事項

(起草及び報告)

第6条 起草機関の長は、次の各号に掲げる資料を使用して、取扱書を起草し、陸上幕僚長に提出するものとする。(装計定第21号)

- (1) 製造会社の取扱説明書の原稿
- (2) 実用試験の成果及び使用実績等
- (3) その他の関係資料

(改廃)

第7条 陸上幕僚長は、必要と認めた場合は、取扱書を改正し又は廃止する。ただし、次の各号に示す軽易な改正については、起草機関の長が行うものとし、当該起草機関の長は、改正概要報告書(別紙第2)により年度終了後1か月以内に陸上幕僚長に改正の概要を報告するものとする。(装計定第21号)なお、取扱書を改正した場合は、改正指示書(別紙第3)により改正内容を使用部隊等に通知するものとする。

- (1) 使用者の安全、関連する取扱書及び陸上幕僚長の制定する教範類に影響を及ぼさない改正
- (2) 表現・用語等の改正

2 部隊等の長は、取扱書の内容の改正を希望する場合は、順序を経て、陸上幕僚長に上申するとともに、当該取扱書を起草した起草機関の長に通知するものとする。

3 起草機関の長は、起草を担当した取扱書の内容について、改正の可否を継続的に検討し、適時改正案文を陸上幕僚長に提出するものとする。

(使用)

第8条 使用者は、装備品等を操作する場合は、取扱書に従い行うものとする。

2 部隊等の長は、装備品等を操作させる場合は、取扱書に従い行わせるものとする。

(様式等)

第9条 取扱書の様式は、別紙のとおりとする。

2 取扱書は、努めて、部隊等の使用の便を考慮し、整備実施規定のうち必要なものをつまみ合わせるものとする。

(印刷及び配布)

第10条 補給統制本部長は、取扱書の印刷及び配布を行うものとする。この場合、配布は、印刷物を配布又は電子化して業務管理システムへの公開をもって行う。

附 則

1 この達は、昭和52年2月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に配布されている取扱説明書及び参考資料等のうち、別に示すものは、この達に基づき制定又は仮制定された取扱書とみなす。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—109号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和56年4月3日陸上自衛隊達第122—117号）

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和59年6月26日陸上自衛隊達第122—122号）

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122—127号）

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成元年3月8日陸上自衛隊達第71—7—1号）

この達は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第122—138号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月26日陸上自衛隊達第71—7—2号）

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122—302号）

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第122—315号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和6年2月9日陸上自衛隊達第71—7—3号）

- 1 この達は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

取 扱 書

1 制定の場合

(1) 表 紙

TAS-番号 標 題
令和 年 月 日
陸 上 自 衛 隊

(2) 表紙裏面

標題を制定する。 令和 年 月 日 陸上幕僚長 階級 氏名
起 草 機 関 名

備考：1 規格は、日本産業規格A4縦使用を基準とする。

2 標題は、次の例による。

(例) 74式戦車
取扱書

3 番号は、次の区分により、制定順に付与する。

航空器材	001～099
火 器	100～199
車 両	200～299
誘導武器	300～399
通信電子器材	400～499
施設器材	500～599
需品器材	600～699
化学器材	700～799
衛生器材	800～899
弾薬類	900～999
その他	1000～

4 製本は、4穴ルーズリーフ式とする。

5 表紙の色は黒色又はOD色とし、文字及び数字は表紙に対して識別可能な色とする。

2 仮制定の場合

製造会社取扱説明書の表紙裏面に、次のように表示する。

この取扱説明書のうち、陸上自衛隊達第71-7号第2条に規定する事項を、取扱書として仮制定する。

令和 年 月 日

陸上幕僚長 階級 氏 名

別紙第2 (第7条関係)

改正概要報告書

ページ	項	現 行	改 正	理 由

殿

取扱書番号
発簡番号
発簡年月日
発簡者名

(公印省略)

適用開始日
適用開始日

改 正 指 示 書

1 次のページを差し替え又は追加する。

破 棄	差し替え又は追加

2 次のとおり改正する。(差し替えページを添付しない場合)

ページ	項	現 行	改 正